

低所得の妊婦に対する 初回産科受診料助成事業のご案内

御殿場市では、低所得の妊娠の可能性のある方に対して経済的負担の軽減のため、初回産科受診料を助成しています。妊娠に関して、気になることや不安なことについてお気軽にご相談ください。

ママサポごてんば

助産師や保健師等の専門職が
ご相談に応じます。

☎ 0550-70-6655



助成対象者

■ 以下の①～③すべてに該当する方

- ① 市販の妊娠検査薬で陽性を確認した方、もしくはその他の妊娠の兆候がある方
- ② 妊娠判定のための初回産科受診日に市内に住所を有する方
- ③ 以下のいずれかに該当する方
 - (1) 市民税非課税世帯又はこれと同等の所得状況にあると認められる世帯に属する方
 - (2) 生活保護の被保護者
 - (3) 本人に所得がなくかつ同一世帯に属する方からの経済的援助が受けられない方

助成額

産科医療機関等において実施する、妊娠の判定に要する費用が、助成の対象となります。
(※ 妊婦健康診査に係る費用は助成の対象となりません)

費用の自己負担相当額を助成し、**1万円を上限**とします。

(※ 保険診療分は助成の対象となりません)

申請について

■ 受診の事前に健康推進課窓口にて申請が必要です。

■ 持ち物

- 本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）
- (令和6年1月1日以降転入の場合) 任意の月の収入（1か月分）を証明するもの

■ 提出書類

- 御殿場市低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成券交付申請書
(申請書は窓口にてご記入いただくか市ホームページからダウンロード・記入してご持参ください。)

受診のながれ

■ 産科医療機関等を受診（市内産科医院の場合）

市より発行された「初回産科受診料助成券」をご提出ください

■ 産科医療機関等を受診（上記以外の医療機関等の場合）

市より発行された「初回産科受診料助成券」をご提出ください

自費でお支払いいただき、受診後速やかに健康推進課窓口にて**請求の手続き**をしてください
(後日、可能な限り速やかに指定口座にお振込みいたします)

■ 申請をせずに受診をした場合

助成の対象となる方は、助成に相当する額をお振込みいたします。

手続きが必要となりますので、まずは御殿場市健康推進課までお問い合わせください。

■ お問い合わせ（受付時間：平日8:30～17:15）

御殿場市健康推進課【保健センター】

0550-82-1111（代表）

0550-70-6655（ママサポごてんば）